

	ロ (略)	ロ 000点を所定点数に加算する。 (略)
第2節 核医学診断料		
E100 シンチグラム (画像を伴うもの)		
【注の見直し】	注3 新生児又は3歳未満の乳幼児 (新生児を除く。) に対してシンチグラムを行った場合は、当該シンチグラムの所定点数にそれぞれ所定点数の100分の30又は100分の15に相当する点数を加算する。	注3 新生児、3歳未満の乳幼児 (新生児を除く。) 又は3歳以上6歳未満の幼児に対してシンチグラムを行った場合は、当該シンチグラムの所定点数にそれぞれ所定点数の100分の80、100分の50又は100分の30に相当する点数を加算する。
E101 シングルホトンエミッションコンピュータ断層撮影 (同一のラジオアイソトープを用いた一連の検査につき)		
【注の見直し】	注2 新生児又は3歳未満の乳幼児 (新生児を除く。) に対して断層撮影を行った場合は、所定点数にそれぞれ所定点数の100分の30又は100分の15に相当する点数を加算する。	注2 新生児、3歳未満の乳幼児 (新生児を除く。) 又は3歳以上6歳未満の幼児に対して断層撮影を行った場合は、所定点数にそれぞれ所定点数の100分の80、100分の50又は100分の30に相当する点数を加算する。
第3節 コンピューター断層撮影診断料		
通則		